

令和6年度つくば市市場・市民ニーズ調査事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、つくば市市場・市民ニーズ調査事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものであり、市域課題解決の可能性を検証した未来技術を活用した商品や役務（以下「商品・役務」という。）のモニター試用を通じて、商品・役務の質の改善や市域への迅速な普及を図り、もって市民生活の向上や地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未来技術 IoT(Internet of Things)、ビッグデータ解析、人工知能(AI)、ネットワーク、コンピューティング、ロボティクス、センシング、XR、メタバース、サイバーセキュリティ、自動運転、ドローン等を用いた革新的な技術をいう。
- (2) モニター 第7条に規定する要件を満たす者で、商品・役務を使用する者のことをいう。
- (3) モニター試用 一定の試用期間を設け、モニターが商品・役務を試用し、試用後にアンケート調査又はヒアリング調査等を実施することにより、商品・役務の評価を行うことをいう。

(共同事業者)

第3条 本事業は、モニター試用を通じて、モニターに使用感や意見を聴き取り、受容性や改良点等を調査及び分析するもので、市と第6条第2項に規定するつくば市市場・市民ニーズ調査事業（承認・不承認）決定通知及び交付額決定通知書（様式第3号）の交付により承認を受けた者（以下「共同事業者」という。）が共同で実施（以下「共同事業」という。）する。

- 2 共同事業者は、市と本事業の目的を共に実現できる事業者とする。
- 3 共同事業者は、モニターに対しモニター試用の対象となる商品・役務を無料で提供するものとする。
- 4 市と共同事業者は、共同事業の実施に当たり、両者間で協定を締結する。
- 5 協定には、モニター試用の対象となる商品・役務、数量、期間、市と共同事

業者の役割、負担金額のほか、共同事業に当たり必要な事項を定める。

6 共同事業の開始日は協定締結日の翌日以降とし、その終了日は協定に定める期間の最後の月の末日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までとする。

7 モニター試用の期間は、原則3か月以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、3か月を越えてモニター試用を行うことができる。

(対象となる商品・役務の要件)

第4条 モニター試用の対象となる商品・役務は、つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業（旧称「つくば Society 5.0 社会実装トライアル支援事業」を含む）又はつくば市未来共創プロジェクト事業（以下「過去の支援事業等」という。）で実証を行ったもので、実証終了年度から最長で5年を越えないもののうち、次に掲げる要件の第1号又は第2号のいずれかに該当するものとする。

(1) 過去の支援事業等において、実証時にモニターから高い評価を受けたものの。

(2) モニター試用でサービスの提供を受けた市民等から、明確な要望があるものの。

(商品・役務の申請)

第5条 共同事業者は市に、前条の要件を満たすか否か、また前条第1号又は第2号はその内容を含め、つくば市市場・市民ニーズ調査事業共同事業の承認申請書（様式第1号）、共同事業計画書（様式第1号-2）及び誓約書（申請者用）（様式第1号-3）を、共同事業の開始予定日の1か月前までに市長に申請しなければならない。

(共同事業の実施通知等)

第6条 市長は、前条の申請をもとに、つくば市市場・市民ニーズ調査事業共同事業の要件確認書（様式第2号）により確認し、次の各号に掲げる基準のすべてに適合し、市が市域課題解決に必要と認めた場合は、共同事業の申請を承認することができる。

(1) 申請書に記載された共同事業の内容が、次のすべてに適合すること

ア 関係法令に違反せず、又は違反する恐れがないこと

イ 公序良俗に反する恐れがないこと

(2) 次に掲げるすべての事項について同意があること

ア モニター試用に際して、損害を生じた場合は、つくば市は責任を負わないこと

イ 市が実施する、当該事業の報告会等において可能な範囲で協力を行うこと

(3) 共同事業者が市税を滞納していないこと

2 市長は、前条の規定による申請に対し、つくば市市場・市民ニーズ調査事業共同事業決定通知及び交付額決定通知書（様式第3号）により承認の可否を通知し、承認したときは協定を締結し、共同事業を実施する。

（モニター）

第7条 モニターは、原則として次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとし、詳細は協定にて定める。

(1) 次の場合において、それぞれ要件に適合すること

ア モニターが事業者（行政機関を除く。）の場合、市内に事業所があること

イ モニターが個人の場合、つくば市に住所があること

(2) 関係法令に違反せず、又は違反する恐れがないこと

(3) 公序良俗に反する恐れがないこと

(4) 次に掲げるすべての事項について同意があること

ア モニター試用を行うに際して、商品・役務の貸与者の指示に従うこと

イ アに掲げる事項を遵守せずにモニターが損害を与えた場合は、つくば市は責任を負わないこと

（モニター試用に係る契約）

第8条 共同事業者は、モニターとの間で、商品・役務の試用について、契約を締結するものとする。

2 共同事業者は、モニターとの契約締結前に誓約書（モニター用）（様式第4号）をモニターから徴収し、前条に定める要件を満たすことを確認する。

3 共同事業者は、誓約書（モニター用）（様式第4号）について、帳簿とともに

に令和 12 年 3 月 31 日まで保存しなければならない。

(モニター確定報告)

第 9 条 共同事業者は、モニターへの商品・役務の提供日の 14 日前までに誓約書（モニター用）（様式第 4 号）の写しをもって、契約をしようとするモニターを市に報告するものとする。

(ニーズ調査の実施)

第 10 条 共同事業者は、モニター試用終了後 14 日以内に、調査する内容を市に通知するものとし、市は、それを以てモニターに回答を依頼し、その結果を共同事業者に提供するものとする。

(実施報告)

第 11 条 共同事業者は、前条の規定に基づき市から提供される調査の結果を取りまとめ、第 3 条第 6 項に定める共同事業の終了日までに市に実施報告書を提出しなければならない。

(負担金額)

第 12 条 負担金の額は、商品・役務のモニター試用に係る費用とし、共同事業に要する総費用の 3 分の 2 又は 100 万円のうち少額の方を限度とする。

2 負担金の額及び拠出方法は、共同事業者との間で締結する協定において定めるものとする。

(協定の破棄)

第 13 条 市は、協定締結後に、共同事業者又はモニターが、それぞれ第 6 条若しくは第 7 条に記載の要件を満たさなくなった、又は満たしていなかったことが判明した場合は、通知により、協定締結日に遡って協定を破棄することができることとする。

2 共同事業者は、前項の通知に記載の返還期日までに市が支出した負担金の全額を返還しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

つくば市長 宛て

〒

所在地：

事業者名：

代表者名：

つくば市市場・市民ニーズ調査事業共同事業の承認申請書

つくば市市場・市民ニーズ調査事業の承認を受けたいので、つくば市市場・市民ニーズ調査事業実施要項第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 未来技術を活用した商品や役務の種類

2. 要件確認事項

- ☐ つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業（旧称「つくば Society 5.0 社会実装トライアル支援事業を含む）、又はつくば市未来共創プロジェクト事業で実証を行った商品・役務である。

【実証を行った事業名】

- ☐ つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業（令和5年度）
☐ つくば Society 5.0 社会実装トライアル支援事業（_____年度）
☐ つくば市未来共創プロジェクト事業（_____年度）

- ☐ つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業（旧称「つくば Society 5.0 社会実装トライアル支援事業を含む）、又はつくば市未来共創プロジェクト事業時のモニターから高い評価を受けた。

【モニターからの評価内容】

- ・
- ・

- ☐ モニターや商品・役務の提供を受けた市民等から、明確な要望がある。

【具体的な要望】

- ・
- ・

- ☐ 商品・役務の実証終了年度から最長で5年を越えない。
- ☐ 関係法令に違反せず、又は違反する恐れがないこと
- ☐ 公序良俗に反する恐れがないこと

3. 同意事項

- ☐ モニター試用に際して、他人（従業者を含む。）に損害を与えた場合は、つくば市は責任を負わないこと
- ☐ 市が実施する、当該事業の報告会等において可能な範囲で協力を行うこと
- ☐ 申請の審査に当たり、つくば市の担当者が必要に応じて税台帳の確認や照会を行うこと

様式第 1 号- 2 （第 5 条関係）

令和 年 月 日

つくば市市場・市民ニーズ調査事業共同事業計画書

つくば市市場・市民ニーズ調査事業の承認申請書（様式第 1 号）にて申請した共同事業の計画は、次に記載するとおりです。

記

1 未来技術及びサービス等の内容

商品・サービス等の核となる未来技術を記載してください。

※未来技術の例：AI・自動運転・ドローン・ビッグデータ・サイバーセキュリティ・IoT・ネットワーク・コンピューティング・ロボティクス等

活用する 未来技術	
--------------	--

上記に記載した未来の技術を用いた商品・サービス等の内容について、具体的に記載してください。

2 現状の課題認識と調査内容

商品・サービス等の事業化あるいは事業の拡大等をする上で、商品・サービス等が抱えている課題を記載してください。

上記の課題を解決する上で、本事業を通じて確認したい調査内容を計測する数値等を示しながら、具体的に記載してください。

3 調査の計画

試用期間、想定する調査方法、調査期間、モニターの要件やモニター試用数など計画を記載してください。

試用期間		
想定する調査方法		
調査期間		
モニターの要件等		
モニター試用数		
商品・役務の利用に係る費用・ニーズ調査に係る費用	安全対策費	
	施設等使用料	
	賃借料	
	機器設置費	
	消耗品費	
	モニター謝礼	
	その他	
	合計	

4 その他（任意）

本事業の申請上、特筆すべき事項がある場合は、必要に応じて記入ください。

--

様式第1号-3（第5条関係）

誓約書（申請者用）

本人又は代表者、役員又は従業員若しくは構成員について、つくば市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。また、この誓約に違反又は相違があり、つくば市市場・市民ニーズ調査実施要項の規定により支払われた実証支援負担金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員若しくは暴力団員又は暴力団関係者であるか否かの確認のため、茨城県警へ照会がなされることに同意いたします。なお、「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。

モニター試用に当たっては、商品・役務の貸与者の指示に従うことに同意します。また、貸与者の指示に従わずに損害を被った場合、又はモニター試用に際して、他人（従業者を含む。）に損害を与えた場合、つくば市は責任を負わないことに同意します。

令和 年 月 日

所在地（住所）

名称（法人の場合）

代表者（氏名）

（※本人自署の場合は押印不要）

様式第2号（第3条、第4条及び第6条関係）

令和 年（ 年） 月 日

つくば市市場・市民ニーズ調査事業共同事業の要件確認書

確認者：

- ☐ 市場・市民ニーズ調査事業の目的を共に実現できる事業者である。
- ☐ つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業(旧称「つくばSociety 5.0 社会実装トライアル支援事業を含む)、又はつくば市未来共創プロジェクト事業で実証を行った商品・役務である。

【実証を行った事業名】

- ☐ つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業（令和5年度）
- ☐ つくばSociety 5.0 社会実装トライアル支援事業（_____年度）
- ☐ つくば市未来共創プロジェクト事業（_____年度）
- ☐ 実証時にモニターから高い評価を受けた商品・役務である。
- ☐ モニターや商品・役務の提供を受けた市民等から、明確な要望がある。

【モニターからの評価内容】

- ・
- ・
- ☐ モニターや商品・役務の提供を受けた市民等から、明確な要望がある。

【具体的な要望】

- ・
- ・
- ☐ 商品・技術の実証終了年度から最長で5年を越えない。
- ☐ 市域課題解決に必要な共同事業である。

【具体的な課題】

- ☐ 関係法令に違反せず、又は違反する恐れがない。
- ☐ 公序良俗に反する恐れがない。
- ☐ モニター試用に際して、他人（従業者を含む。）に損害を与えた場合は、つくば市は責任を負わない。
- ☐ 市が実施する、当該事業の報告会等において可能な範囲で協力を行う。
- ☐ 市税に滞納がない。

様式第3号（第6条関係）

つくば 第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

つくば市長

つくば市市場・市民ニーズ調査事業共同事業
（承認・不承認）決定通知及び交付額決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったつくば市市場・市民ニーズ調査事業共同事業については、承認（下記の理由により不承認）に決定したので、通知します。

記

（承認の場合）

交付決定額 金 円

（不承認の場合）

理由

様式第4号（第8条関係）

誓約書（モニター用）

市内に住所（法人の場合は、事業所）を有する個人また事業者（行政機関を除く。）であり、本人又は代表者、役員又は従業員若しくは構成員について、つくば市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員若しくは暴力団員又は暴力団関係者であるか否かの確認のため、茨城県警へ照会がなされることに同意いたします。なお、「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。

モニター試用に当たっては、商品・役務の貸与者の指示に従うことに同意します。また、貸与者の指示に従わずに損害を被った場合、又はモニター試用に際して、他人（従業者を含む。）に損害を与えた場合、つくば市は責任を負わないことに同意します。

本誓約書及びこれに記載の所在地（住所）、名称（法人の場合）、代表者（氏名）及びメールアドレスをつくば市に情報提供することについて同意します。

令和 年 月 日

所在地（住所）

名称（法人の場合）

代表者（氏名）

（※本人自署の場合は押印不要）

メールアドレス